

# 非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる 早期再就職の支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5690）

令和6年度当初予算案 28億円（31億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般<br>会計 |
|----------|----|----|----------|
| 労災       | 雇用 | 徴収 |          |
|          | ○  |    |          |

## 1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。
- コロナ後の労働市場環境を見据え、非正規雇用労働者等の方々に対する早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

## 2 事業の概要・スキーム等

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

### 《実施体制》

- ・ 就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
- ・ 就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約10万人  
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約8.4万人  
再就職支援プログラム利用者の就職率 84.3%

### 《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施



令和6年度当初予算案 42億円（40億円） ※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般<br>会計 |
|----------|----|----|----------|
| 労災       | 雇用 | 徴収 |          |
|          | ○  |    |          |

## 1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。  
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

**設置箇所** マザーズハローワーク 21か所→ **23か所**  
マザーズコーナー 185か所→ 183か所

#### 支援内容

**実施体制** 職業相談員 239人 → 239人  
就職支援ナビゲーター 321人 → **325人**  
求人者支援員 31人 → **33人**

#### 事業実績

令和4年度重点支援対象者 就職件数  
61,381件



### 一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援

担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（21か所→**23か所**）。

- ・求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- ・就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- ・各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも就職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（21か所→**53か所**）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

### マザーズハローワークへの誘導

### 就職支援メニューの提供

### 就職

・SNS・HPによる  
情報発信



子育て中  
の女性等

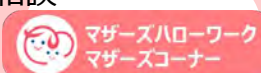


ハローワーク

・キッズコーナー等の整備

・職業相談  
（担当者制・予約制）  
オンライン職業相談

・職業紹介  
オンライン職業紹介



マザーズハローワーク  
マザーズコーナー

・オンライン求人情報提供



・仕事と子育てが両立しやすい  
求人情報の収集・開拓

・アウトリーチ型支援の  
実施（出張相談・出張セミナー）

・セミナー（面接対策等）  
パソコン講習  
・オンラインセミナー・面接会

・保育情報や子育て支援  
サービス情報の提供

# ハローワークにおける専門家による巡回相談

令和6年度当初予算案 1.4億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

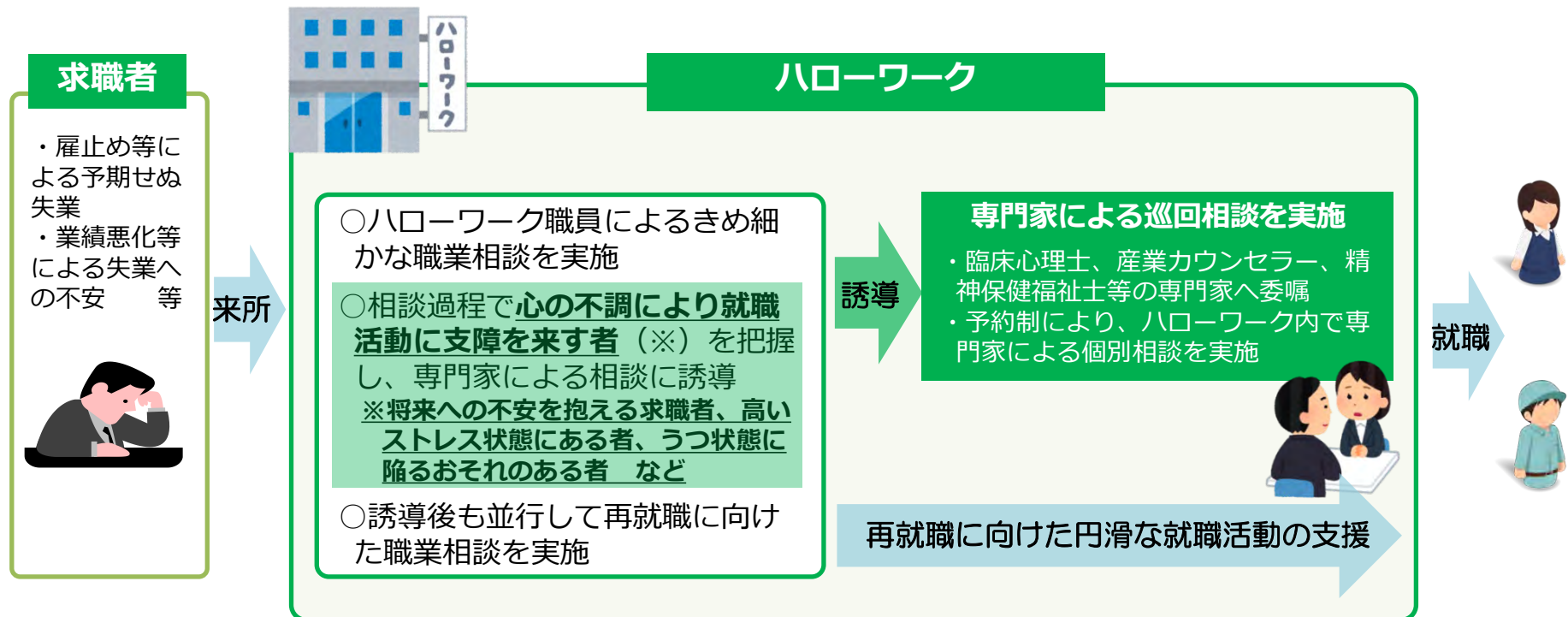
| 労働保険特別会計 |    |    | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災       | 雇用 | 徴収 |      |
|          | ○  |    |      |

## 1 事業の目的

ハローワークを利用する求職者の中には、きめ細かな就職支援と同時に、就職に関連した様々な生活支援等（心の健康相談、多重債務問題、社会保険関係、税金関係等）を必要としている者が少なくない。

このため、各地域の求職者のニーズを踏まえつつ、ハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士、税理士等の専門家による巡回相談を実施。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和6年度当初予算案 4.9百万円（5百万円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災       | 雇用 | 徴収 |      |
|          | ○  |    |      |

## 1 事業の目的

ハローワークを訪れる求職者の中には、失業していることにより高いストレス状態に置かれている者がみられる。

高いストレス状態が長く続くことは、求職活動を進める上で好ましいことではなく、支障を来すことも多いことから、ストレスによって引き起こされる心の焦りや不安などの軽減を図ることで、早期再就職支援を促進することが必要。

このため、以下の取組を民間事業者に委託して実施

- ①求職者自らが現在のストレス状態を把握するための「ストレスチェックシート」を記載したリーフレットを作成・配布
- ②特にストレス状態が高い求職者に対しては、専門家による「メール相談」を受けられる体制を整備

## 2 事業の概要等

### 支援サービスの内容

- 1 「ストレスによって生じる心配や不安な気持ち(例)」、「ストレスチェックシート」等を記載したリーフレットの作成・配布

※求職者自らがチェックシートの設問に答えることで、現在のストレス状態が把握できる。

#### 次のような心配や不安な気持ちで困っていませんか？

- ◆就職活動をしているが自信が全然持てない…
- ◆ちゃんと働いていけるか非常に心配である…
- ◆何の仕事をしていいのかわからず困っている…
- ◆家族や周囲になかなか理解してもらえない…
- ◆就職したものの職場でうまくいかずつらい…

#### ストレス状態をチェックしてみましょう

※最近1か月間のあなたの心身の状態についてうかがいます。  
最もあてはまる状態に記した数字（点数）を合計します。「○」を付けてください。

| 【設問】           | ほとんどなかった | ときどきあった | しばしばあった | ほとんどいつもあった |
|----------------|----------|---------|---------|------------|
| Q1. ひどく疲れた     | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q2. へたへただ      | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q3. だるい        | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q4. 気がはづりつめている | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q5. 不安だ        | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q6. 落ち着かない     | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q7. ゆうつだ       | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q8. 何をしても面倒だ   | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q9. 気分が晴れない    | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q10. 食欲がない     | 1        | 2       | 3       | 4          |
| Q11. よく眠れない    | 1        | 2       | 3       | 4          |

#### ストレスチェックシート（裏面）を活用し あなたのストレス状態をチェックしてみよう

かんたんな11の設問に答えることで、  
あなたが現在抱えているストレスの程度  
について知ることができます。

ストレスチェックシート  
裏面

各設問について「○」を付けた数字を合計してください。  
合計が「3」点以上だった場合は、「ストレス過多」となる可能性があります。

合計  点

- 2 「求職活動」をはじめ、「職場」、「仕事」、「自分の性格」等に関する悩みについて、一人ひとりの相談内容に応じて、専門家による助言・アドバイスのサポートをメールを通じて実施

### メール相談及び専門家によるサポート

メール相談を開始するためには、下記URLへアクセスし、あなたの相談内容をメールで送付してください。  
携帯電話をご利用の方は、二次元コードからもアクセス可能です。

- ① 平日は原則として2日以内に回答いたします。土日・祝日、お盆前後、年末・年始は回答が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。
- ② 3日以上経っても回答がない場合は、「ご入力いただいたあなたのメールアドレスが間違っていること」などが考えられますので、お手数ですが、メールアドレスをご確認・ご入力の上、再度送付してください。
- ③ 相談内容が外部に漏れることは絶対にありません。

専門スタッフが、あなたの悩みを真摯に受けとめ、ストレス軽減に向けて助言・アドバイスをメールでサポートいたします。  
あなたの心身の状態や相談内容によって引き続きフォローアップもいたします。

# トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

令和6年度当初予算案 3.6億円の内数（4.5億円の内数）

## ■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

## ■ 助成内容等

| 対象労働者                                                                                                                                                                          | 支給額   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者<br>○離職している期間が1年超の者<br>○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者<br>○生年月日が1968年(昭和43年)4月2日以降の者、かつ、職業紹介の時点でハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者<br>○特別の配慮を要する者(生活保護受給者等) | 月額4万円 |

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

## 基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

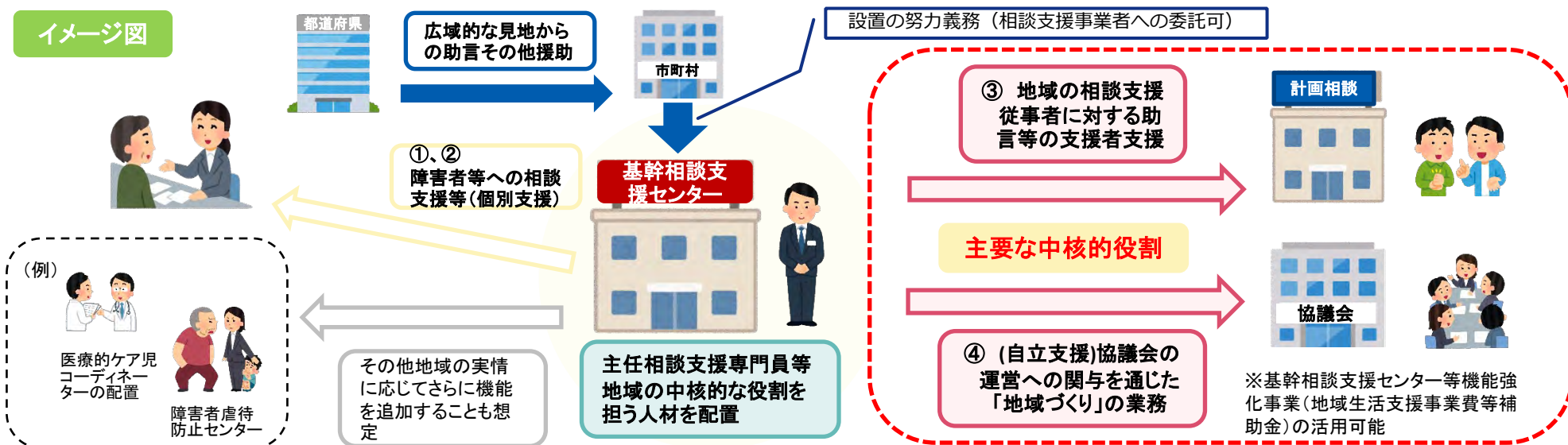
- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
    - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務

(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
  - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
  - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) **新**

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な  
「中核的な役割」

### イメージ図

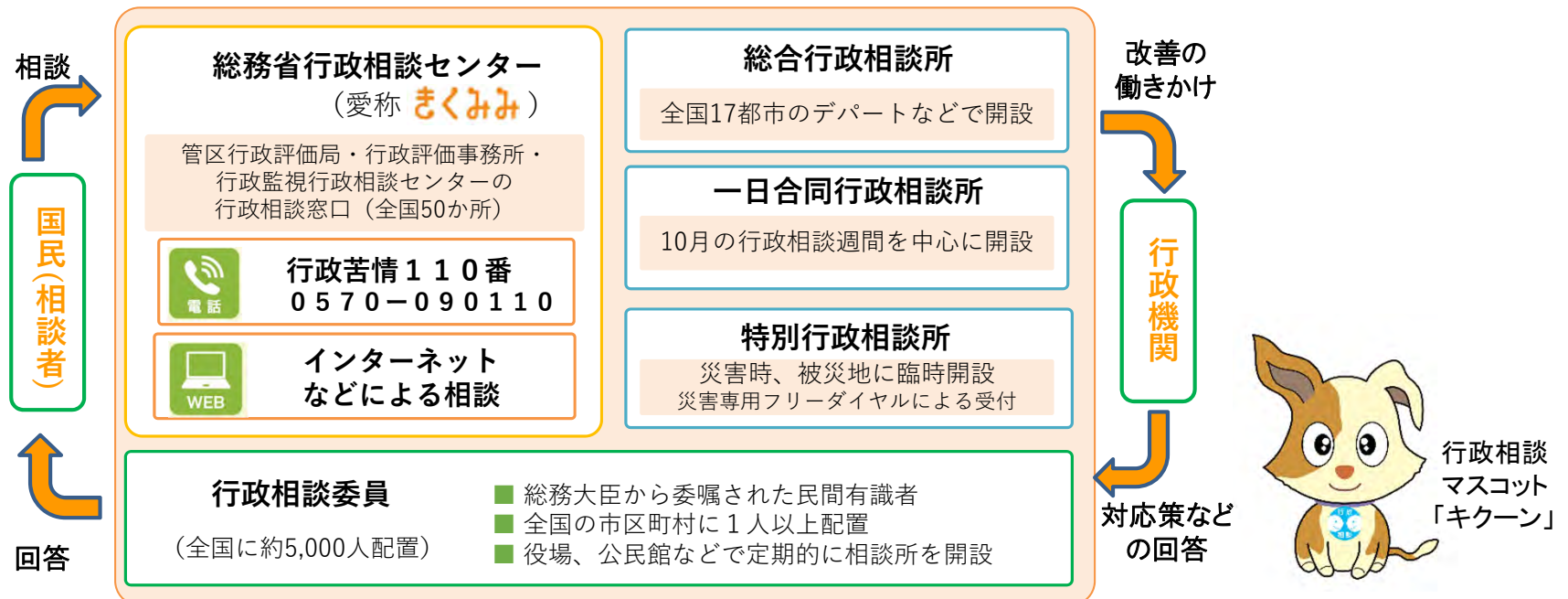


# 行政相談

令和6年度当初予算額: 7.7 億円  
令和5年度補正予算額: 0.1 億円

## 【概要】

- 国の行政に関する照会、苦情、意見・要望など、どこに相談したらよいか分からないものを含め、幅広い分野の相談を様々な窓口で受け付け、相談内容の解決、行政の制度・運営の改善を図る。
- 相談は無料で、秘密は厳守。
- 令和4年度は、約13万件の相談を受付。



## 関連施策との連携等

行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有している。

近年は、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策の重点計画」などを踏まえ、孤独・孤立問題を抱えた方に対してSNSを活用した広報を実施する。

# 地域自殺対策強化交付金

令和6年度予算案 30.5億円

## 事業概要・目的

### 【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も 自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

### 【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

## 事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

### <①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）補助率1/2, 2/3, 10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
  - ・ 自殺予防関連の相談会の開催
  - ・ 電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
  - ・ 各種相談員の養成
  - ・ ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・ 支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・ 自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

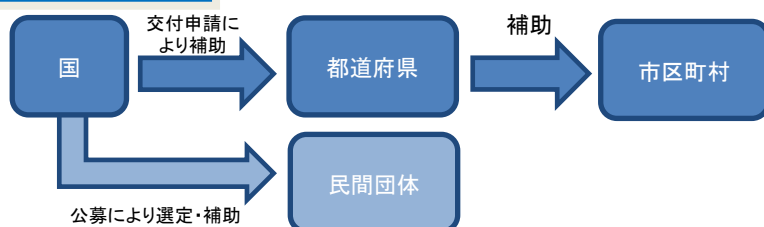
等

### <②自殺防止対策事業（民間団体向け）補助率10/10>

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
  - ・ 電話・SNS等による相談活動
  - ・ 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
  - ・ ゲートキーパーになった者に対する支援

等

## 資金の流れ



## 期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

# 国家公務員の心の健康づくり（内閣官房内閣人事局）

6年度概算決定額 **0.12億円**  
（5年度予算額 0.05億円）

## 事業概要・目的

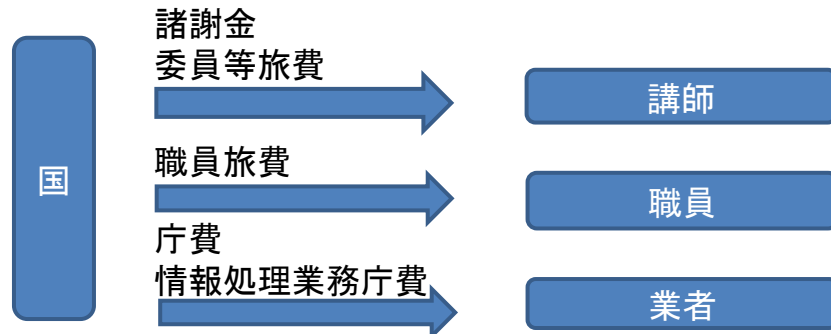
○ 職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化、テレワーク等新たな働き方の進展の中での心の健康への影響に伴う職員のストレス要因の増加に鑑み、職員一人一人の心の健康の保持増進、心が不健康な状態への早期対応及び円滑な職場復帰の支援と再発防止を目的として、以下のセミナー等を実施しています。

- ①管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー  
対象：国の機関の管理監督者
- ②カウンセラー・相談員のための講習会  
対象：国の機関のカウンセラー・相談員
- ③メンタルヘルス対策のための「eラーニング」  
対象：新任幹部級・新任課長級職員・新任管理者等

## 事業イメージ・具体例

- ① 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー  
管理監督者としての、心が不健康な職員への対応方法等を学びます。
- ② カウンセラー・相談員のための講習会  
カウンセラーの役割、カウンセリングに関する基礎的知識を学び、実践的演習を通じて相談者への対応方法を習得します。
- ③ メンタルヘルス対策のための「eラーニング」  
メンタルヘルスケアに関する基礎的な知識・理解を深めます。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- メンタルヘルスに関する知識・理解が深まることで、心が不健康な状態となることの未然防止や早期対応が可能となるほか、長期病休となった職員の円滑な復帰支援が期待されます。
- 上記①、②においては、参加者による意見交換、発表が行われるため、各府省の問題意識、好事例が共有されることで、自府省の取組改善につながります。

## 1 カウンセリング・相談体制の充実（令和6年度予算案：約2億円）

### （1）現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

### （2）具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
  - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい。
  - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施
  - カウンセリング等の利用啓発のため、健康状態に問題がない職員も含め、多くの職員にカウンセリング体験を積極的に実施するよう推進
  - 職員を円滑に相談させられるよう、上司とカウンセラー等の連携を促進
  - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置



令和4年度自殺事故防止ポスター



LINEを活用した相談窓口

# 「こころの健康相談室の運営」

令和6年度予算（案）額 4,085千円

## 事業概要・目的

「こころの健康相談室」は、一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じることにより、職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進及び各府省における心の健康づくり対策の推進等に寄与するため、開設している。

近年、職務の複雑化・高度化、テレワークをはじめとする働き方の変化、職場における世代間の格差や人間関係の変化、価値観の多様化等により、ストレス因子が増大しており、心の健康の問題によって1箇月以上の期間勤務しなかった長期病休者数は高い状況にある。

令和3年度において、心の健康の問題による長期病休者数は4,760人であり、長期病休者全体の73.2%を占める。

また、若年層の長期病休者率は、平成27年度以降上昇傾向が続いており、職員の心の不調を早期に発見して対応する「こころの健康相談室」はますます重要となっている。

## 事業イメージ・具体例

相談のため本院及び地方事務局（所）を訪れることが時間的・地理的・心理的に困難な職員がいることや、若年層は対面よりもオンラインによる相談の方が相談しやすいことなどから、令和4年度より一部の窓口でオンライン相談を導入した。

令和5年7月には、全ての窓口でオンライン相談を拡充した。

令和4年度の相談件数は、オンライン相談導入前の令和3年度と比べて約1.2倍に増加し、相談件数のうち約2割をオンライン相談が占める結果となった。

|                                                      |                                              |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 人事院職員福祉局職員福祉健康係<br>(東京都千代田区) 電話 03-3568-5311(内線5600) | 人事院北海道事務局 第一課公平勤務係<br>(札幌市) 電話 011-241-1248  |
| 人事院東北事務局 第一課公平勤務係<br>(仙台市) 電話 022-221-2002           | 人事院関東事務局 第一課公平勤務係<br>(さいたま市) 電話 048-740-2005 |
| 人事院中部事務局 第一課公平勤務係<br>(名古屋市) 電話 052-961-6639          | 人事院近畿事務局 第一課公平勤務係<br>(大阪市) 電話 06-4796-2181   |
| 人事院中国事務局 第一課公平勤務係<br>(広島市) 電話 082-228-1182           | 人事院四国事務局 第一課公平勤務係<br>(高松市) 電話 087-880-7441   |
| 人事院九州事務局 第一課公平勤務係<br>(福岡市) 電話 092-431-7732           | 人事院沖縄事務局 総務課相談室担当<br>(那覇市) 電話 098-834-9400   |

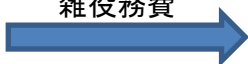
※相談時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）  
※相談料：無料  
※相談予約：不要  
※相談内容：心の健康に関する相談（対面・オンライン）  
※相談場所：各府省の人事院事務局（所）  
※相談時間：各府省の人事院事務局（所）のホームページで確認してください。

（参考）周知用ポスター

## 資金の流れ



雑役務費



民間企業

## 期待される効果

相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、「こころの健康相談室」への相談が増えることで、職員の心の不調を早期に発見して適切に対応することができる。また、これにより、長期病休者の増加に歯止めがかかることが期待される。

# メンタルヘルス対策サポート推進事業

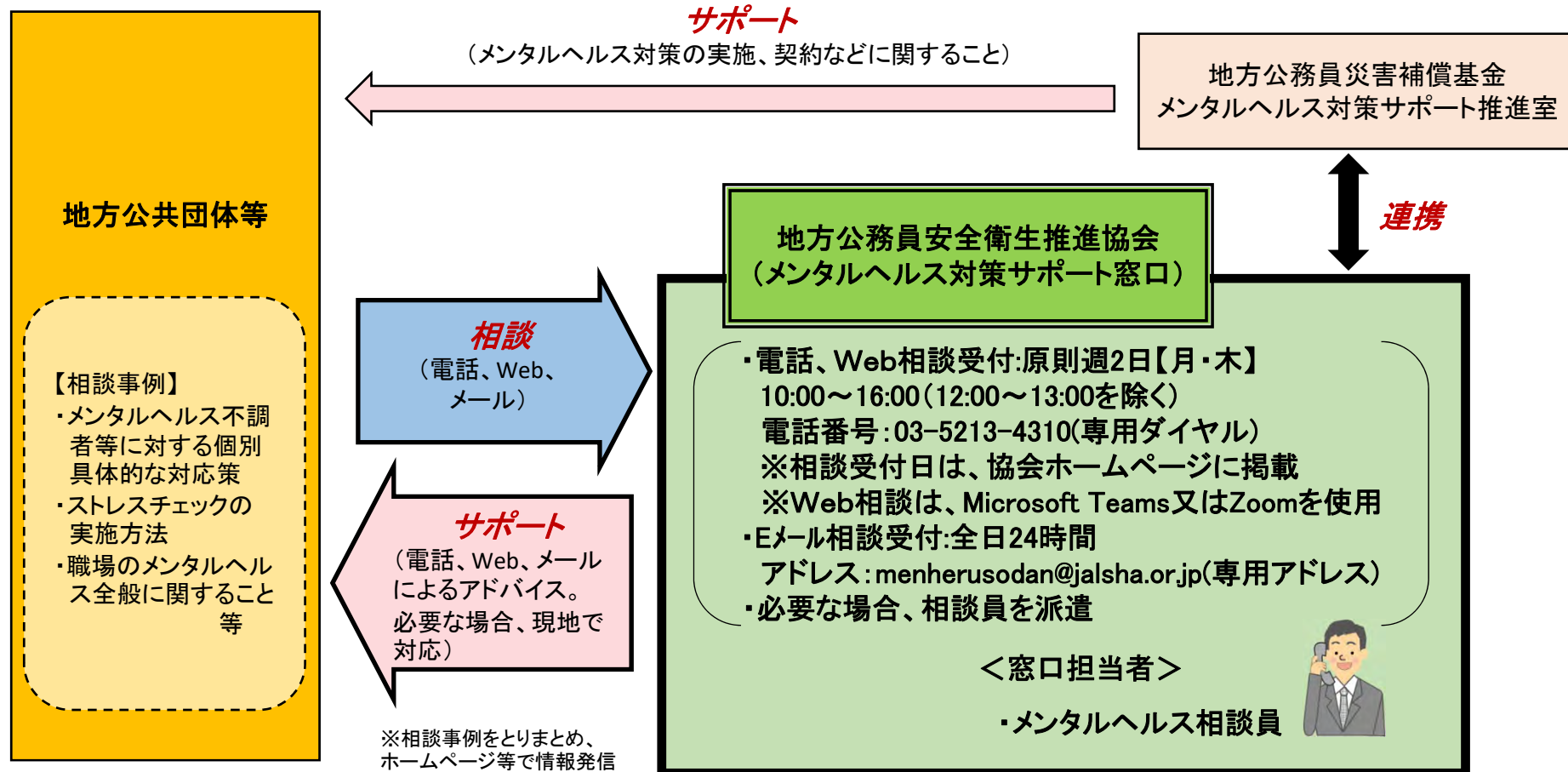
## 事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法をはじめ、ストレスチェックの実施方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員（臨床心理士等）がアドバイスをを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を現地に派遣し、アドバイスをを行う。

## 対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員



# DV被害者等セーフティネット強化支援事業

令和6年度概算決定額

3. 3億円

(5年度予算額 3. 2億円)

## 事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
  - ・配偶者暴力支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最高となって以降、高水準で推移（年間約12万件）。
  - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充や協議会の設置等を定めた改正配偶者暴力防止法の施行を予定。など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が懸念される状況にあり、財政面、人的基盤等が厳しい状況にある民間シェルター等の官民連携による活動の促進や、相談体制の充実などが更に重要になっています。
- 「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」においても、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組を支援すること、改正法に係る周知広報や研修を実施すること、地域における相談対応を支援すること等としています。

## 事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）  
交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）  
対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の取組を促進するための経費  
①受け入れ体制整備 ②専門的・個別支援  
③切れ目ない総合的支援  
④加害者プログラムの実施 等

交付率：国 3 / 4

- 民間シェルター等の取組状況等に関する調査
- 配偶者暴力相談全国共通番号（#8008）の運用



# 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度概算決定額 493百万円】  
(令和5年度当初予算額 481百万円 補正予算額 108百万円)

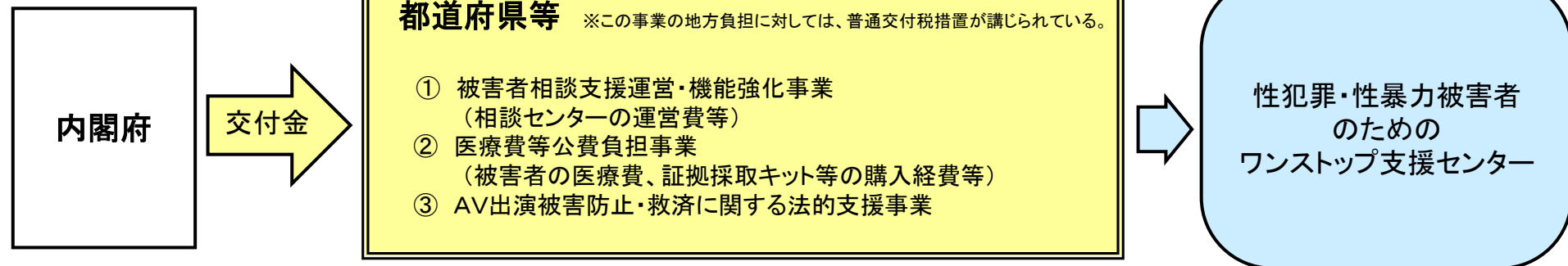
## 目 的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

## 概 要

- ◆ 交 付 先 : 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
  - ①相談センターの運営費等  
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組 等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応 等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算 等)
  - ②被害者の医療費等  
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用  
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費 等)
  - ③A V出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交 付 率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③A V出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ そ の 他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

## 予算スキーム



# 性暴力被害者等相談体制整備事業

令和6年度概算決定額 0. 2億円  
(5年度予算額 0. 03億円)

## 事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）、において、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通の短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図ることとされています。
- また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数は、年々増加傾向であり、多くの相談が寄せられているところです。
- 性犯罪・性暴力被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、全国共通短縮番号（#8891）の通話料無料での運用を図り、相談者の利便性の向上を図ります。

## 事業イメージ・具体例

- 全国共通の短縮番号（#8891）の無料での運営により、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの電話につながります。
- また、同番号の周知を図るため、広報用携帯カード等を作成し、地方公共団体等に配布します。



# 都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通番号「#8103（ハートさん）」

令和6年度予算案  
12,047千円

## 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



## 性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知を実施している。



# 犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

令和6年度予算案  
108,707千円

## カウンセリング体制の整備

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。



### カウンセリングに関する専門的技術を有する 職員の配置

警察庁において、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。

令和5年4月現在、全都道府県警察で計182人（うち公認心理師等145人）の部内カウンセラーを配置している。

### カウンセリング費用の公費負担制度

平成30年度までに、全都道府県警察で犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を整備している。

### 部外カウンセラーとの連携

その他、民間の精神科医やカウンセラーとも連携を図っている。



民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

☐ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動

☐ 電話相談、面接相談

☐ 病院や裁判所等への付添い

☐ 被害者・遺族の自助グループ支援

☐ ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。



## (参考)インターネット上の違法・有害情報の分類

### 1.権利侵害情報

- ・〇〇はセクハラをしている(名誉毀損)
- ・音楽ファイル(著作権侵害)

### 3.公序良俗に反する情報

- ・人の尊厳を害する情報(殺害画像、死体画像等)
- ・自殺を誘引する書き込み

### 2.その他の違法情報

- ・児童ポルノ・わいせつ物
- ・麻薬売買の広告

### 4.青少年に有害な情報

- ・アダルト、出会い系サイト
- ・暴力的表現

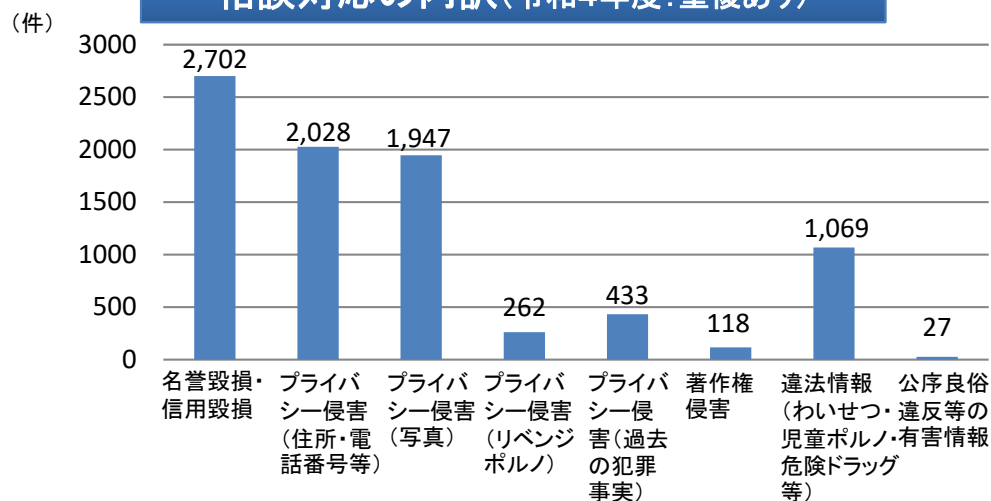
# (参考) インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている令和4年度の相談件数は、令和3年度の件数よりも減少したものの、依然として高止まりしている
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年に過去最高（平成13年の現行統計開始以降）の件数を更新し、令和4年についても、引き続き高水準で推移している。

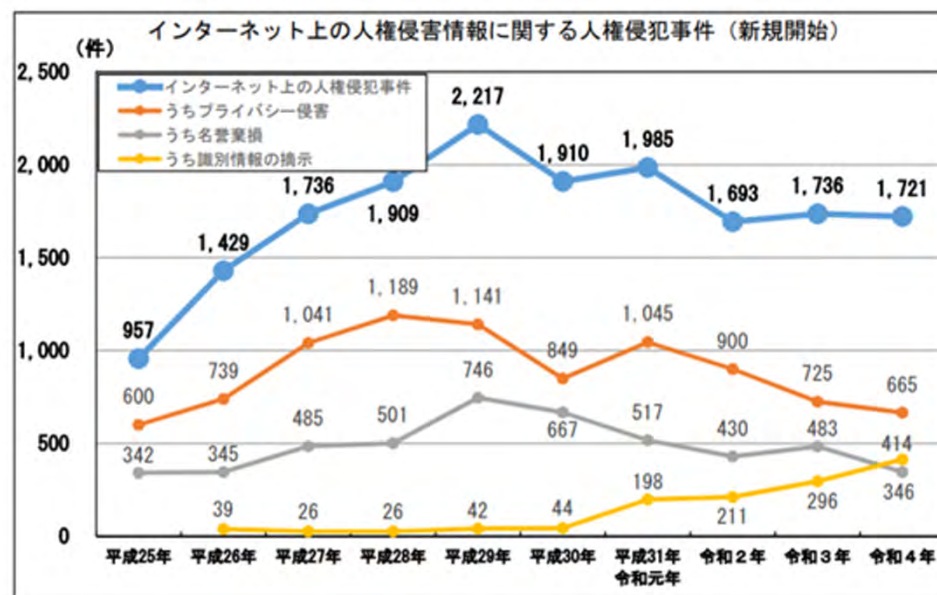
違法・有害情報相談センター  
相談件数の推移



相談対応の内訳(令和4年度:重複あり)



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件



出典:「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)～法務省の人権擁護機関の取組～」

(<https://www.moj.go.jp/content/001393246.pdf>)より抜粋

## (参考) 青少年のスマートフォン所有状況(令和4年度)

- ・13～19歳のスマートフォン・携帯電話所有率:88.6%
- うち、スマートフォン86.6%、携帯電話11.5%

(出典)総務省「通信利用動向調査」(令和5年5月公表)

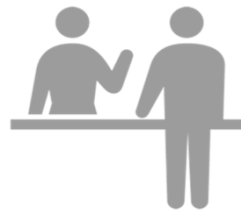
# 外国人受入環境整備交付金の拡充に必要な経費

令和6年度予算(案)額 1,100,000千円

## 外国人受入環境整備交付金による事業実施の現状

### ■外国人受入環境整備交付金の役割

在留外国人が、生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」(以下「交付金」という。)により財政的に支援している。



### ■交付金の現状

- ①事業の周知・必要性の認識が進んだことにより、毎年交付対象が増加し予算の不足が生じている。
- ②公開プロセス等における交付金の見直しへの要請に対応する必要がある。
- ③コロナ禍やウクライナ情勢の中で、非常時に多くの困難を抱える外国人への対応のため交付金の特例措置をもうける状況が続いている。

## 外国人受入環境整備交付金による事業実施の課題

### 周知・活用の促進による申請額の増加

受入環境整備交付金の活用を希望する地方公共団体が増加する中、現在の予算規模では、令和6年度には、一元的相談窓口の運営に支援を必要とする地方公共団体における取組に影響を及ぼすこととなる。

### 交付金のあり方の見直しが必要

必要性があるにもかかわらず一元的相談窓口を設置できない地方公共団体や、性能が向上した機器等の追加整備ができないことにより相談機能が低下する地方公共団体などを生じさせないための見直しが必要となっている。

### ウクライナ情勢の継続など非常時における対応の必要性

令和5年度以降においても、ウクライナ情勢の継続など、非常時ともいえる状況においては、外国人が置かれる言葉の壁等の困難な状況を解決するための役割が一元的相談窓口に求められることとなる。



## 一元的相談窓口の設置促進と安定的な運用の両立

### 1 要綱等の見直しの実施

地方公共団体のニーズを踏まえた交付要件及び交付対象の見直しや対象経費の明確化などを実施。

### 一元的相談窓口の設置促進

財政規模の問題や地理的な問題などから一元的相談窓口の設置を行っていなかった地方公共団体においても一元的相談窓口を設置

### 2 受入環境整備交付金の措置

令和6年度から新たに申請を行う地方公共団体も含め交付金による継続的な財政的支援を実施。  
また、ウクライナ情勢の影響など非常時への対応も必要。

### 中長期的な一元的相談窓口の活用

交付金による財政支援を頼りに地方公共団体が設置・運営している一元的相談窓口の安定的な運用を維持

## 外国人との共生社会の実現

外国人が抱える問題に寄り添い解決するために資する一元的相談窓口を、コロナ禍や現下のウクライナ情勢などの非常時とも言える状況も含め安定的に運営



持続的な外国人との共生への取組として日本人と外国人が安全・安心して暮らせる社会の実現



### 〈実施状況の把握と改善の仕組み〉

事業完了後の事業実績報告の活用のほか、相談件数については定期的な報告を求めるとともに、特例措置を活用する場合において継続の必要性の検討等のため、実施状況に毎月の報告を受ける。  
また、交付金のあり方について、他の支援との連携をも視野に入れたアンケートを継続的に実施する。

### 〈背景事情や課題設定の根拠、対策の有効性を示すエビデンス〉

#### 〈課題・対応策設定の際の根拠〉

・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和5年度改訂)施策番号35(抜粋):引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11言語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、一元的相談窓口の事業内容の実態把握、分析・検証を行い、交付金の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討する。【ロードマップ20、21】

# 在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談体制の強化支援（外務省領事局海外邦人安全課）

令和6年度概算決定額 5,562千円

【新規】

## 事業概要・目的

○ 外務省は、在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内NPOと連携した取組を開始した。外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談数は増加しており、ポスト・コロナに向けた海外渡航者数の回復に伴い、今後は相談数が更に増加していくことが予想される。

○ 国内のNPOは、増加する相談案件に対応することで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多く、在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状。NPOの海外安全にかかる相談能力の向上は急務となっている。そのため、新たに相談員等を配置し、相談体制強化を支援する。なお、これらの相談対応をまとめた報告書をNPO側で作成することにより、海外における孤独・孤立の実態把握に繋がることも期待される。

○ 根拠となる政策等：

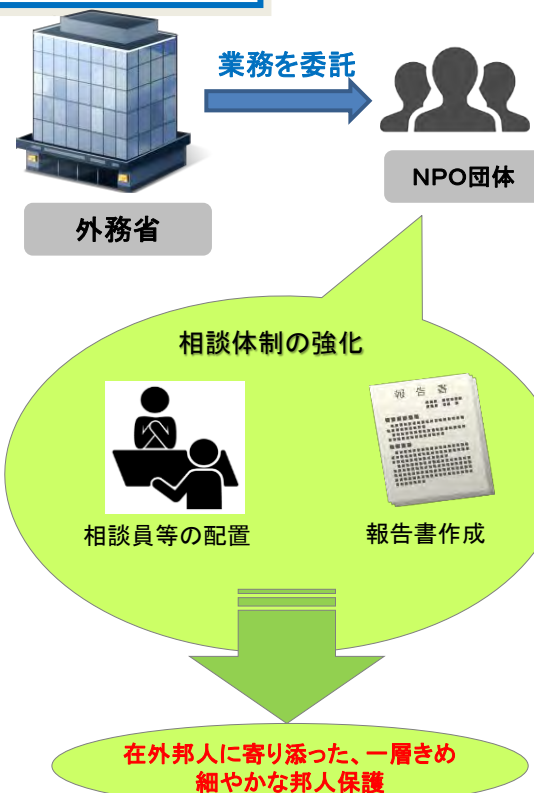
➢ 第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）抜粋

「孤独・孤立対策にも本格的に取り組めます。対策の基本となる法案を、今国会に提出し、孤独や孤立に寄り添える社会を目指します。」

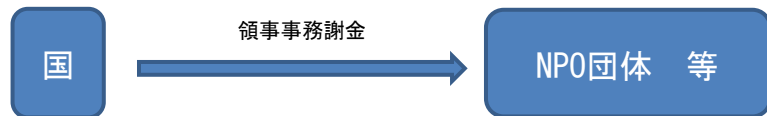
➢ 参議院予算委員会における林外務大臣の答弁（令和5年3月1日）抜粋

「……外務省としては、在外邦人から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応していくためには、在外公館職員による対応に加えて、相談対応の最前線に立つNPOの活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えており、必要な施策を不断に検討して参りたいと思います。」

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

○ チャット相談を受け付けているNPOの能力向上により、海外からの相談に対応する体制が強化され、在外邦人に寄り添った一層きめ細やかな邦人保護が可能となる。

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和6年度予算額(案) 84億円  
(前年度予算額 82億円)



令和5年度補正予算額 7億円

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



## スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額(案) 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)  
事業開始年度: H7～(委託)、H13～(補助)

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助制度               | <ul style="list-style-type: none"><li>負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市2/3</li><li>実施主体: 都道府県・政令指定都市</li><li>補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等</li></ul>                                                                                                                                                                                 |
| 求められる能力・資格         | <ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者<br/>⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)</li><li>公認心理師、臨床心理士 等</li></ul>                                                                                                                                                                                    |
| 基盤となる配置            | <ul style="list-style-type: none"><li><b>全公立小中学校</b>に対する配置: 27,500 校 &lt;週4時間&gt;</li></ul>                                                                                                                                                                                                                      |
| 重点配置               | <ul style="list-style-type: none"><li><b>重点配置校</b> : <b>10,000</b> 校 (← 7,200 校) &lt;週8時間&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>5,700</b> 校 (← 2,900校)</li><li>&gt; <b>虐待対策</b> : <b>2,000</b> 校</li><li>&gt; <b>貧困対策</b> : <b>2,300</b> 校</li></ul></li></ul> <p>※夜間中学への配置を含む</p> |
| 上記以外の質の向上、拠点の機能強化等 | <ul style="list-style-type: none"><li>スーパーバイザー : <b>67</b> 人 &lt;週4時間&gt;</li><li>教育支援センター : <b>250</b> 箇所 &lt;週4時間&gt;</li><li>オンラインによる広域的な支援 : <b>67</b> 箇所 &lt;週40時間&gt;</li><li>自殺予防教育の実施を含む</li></ul>                                                                                                       |
| SC配置以外の支援          | <ul style="list-style-type: none"><li>SNS等を活用した相談のための相談員の配置</li><li>「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置</li></ul> <p>専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援</p>                                                                                                                                                                       |

### <配置の工夫について>

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能(特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校(1,000校)や学びの多様化学校を想定)。



## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度予算額(案) 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)  
事業開始年度: H20～(委託)、H21～(補助)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3</li><li>実施主体: 都道府県・政令指定都市・中核市</li><li>補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等</li></ul>                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>福祉に関して専門的な知識・経験を有する者<br/>⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)</li><li>社会福祉士、精神保健福祉士等</li></ul>                                                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"><li><b>全中学校区</b>に対する配置 : 10,000 校 &lt;週3時間&gt;</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"><li><b>重点配置校</b> : <b>10,000</b> 校 (← 9,000 校) &lt;週6時間&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>4,000</b> 校 (← 3,000校)</li><li>&gt; <b>虐待対策</b> : <b>2,500</b> 校</li><li>&gt; <b>貧困対策</b> : <b>3,500</b> 校</li></ul></li></ul> <p>※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む</p> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>スーパーバイザー : <b>67</b> 人 &lt;週3時間&gt;</li><li>教育支援センター : <b>250</b> 箇所 &lt;週3時間&gt;</li><li>オンラインによる広域的な支援 : <b>67</b> 箇所 &lt;週40時間&gt;</li></ul>                                                                                                                                      |

## 不登校児童生徒等の学び継続事業

### ・SC・SSWの配置充実【令和5年度補正予算額: 686百万円】

不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援 : **3,900**校

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

## 目的等

- ◆ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）第4条に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP、代表理事：清水康之）」を指定調査研究等法人として指定。

## 事業内容

### 自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用

- ◆ 自殺対策を総合的に推進していくため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究を推進する。
- ◆ 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

### 調査研究・検証を行う者に対する助成

- ◆ 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。（革新的研究プログラム）

### 先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供

- ◆ 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

### 地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施

- ◆ 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- ◆ 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

### 地方公共団体等の関係職員に対する研修

- ◆ 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- ◆ 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

### 自傷・自殺未遂レジストリの運用

- ◆ 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

# 心のサポーター養成事業（令和3年度～）

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

## 心のサポーター養成の仕組み

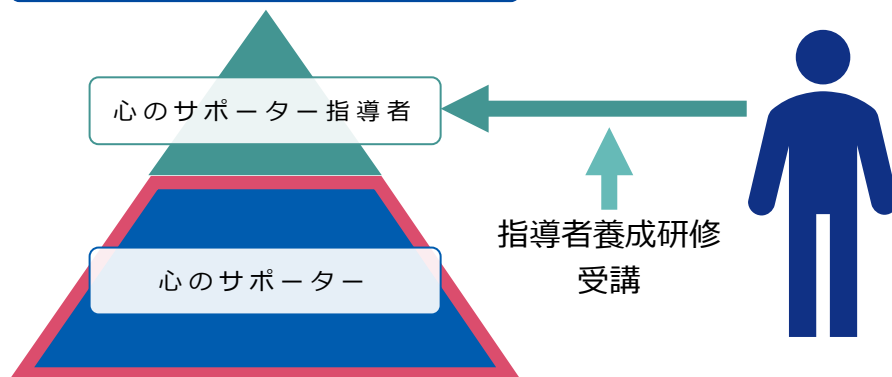
※心のサポーターの養成体制

### ◎心のサポーター指導者

- 精神保健に携わる者  
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- 2時間の指導者養成研修を受講

### ◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講



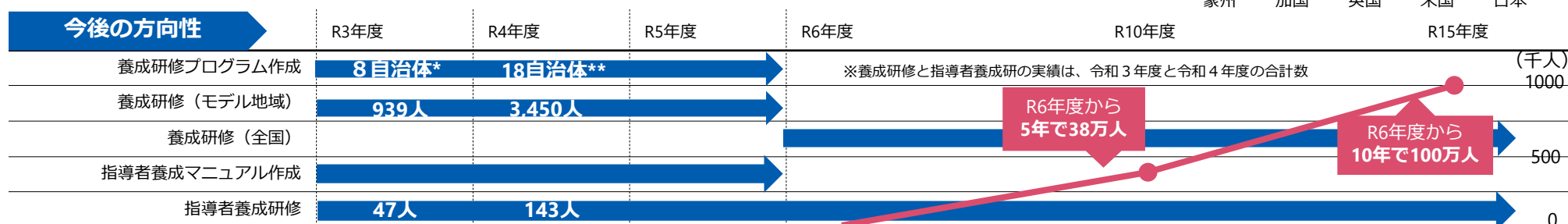
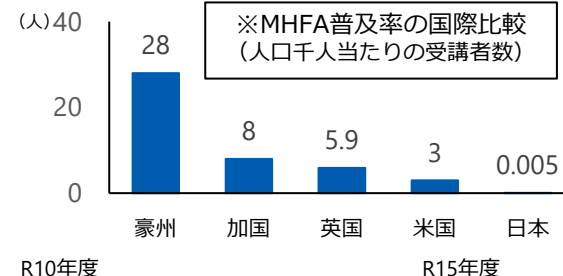
- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

## 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、

**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**（座学＋実習）



## 2 メンタルヘルス教育の実施（令和6年度予算案：約0.1億円）

### （1）現状

防衛省・自衛隊ではメンタルヘルス施策を推進する中で定期的に有識者の意見を伺っているところ、有識者からは「自衛隊には、任務の特性上、精強でなくてはならない、タフでなくてはならない」という考え方が根底にあり、自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られない」との指摘を受けている。

### （2）具体的取組

メンタルヘルス教育を通し、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を防衛省・自衛隊内で広めるため、各種研修・講演会の実施及び教材の配布等により、全隊員に継続・反復してメンタルヘルス教育を実施している。



隊員に対するメンタルヘルス教育の様子



防衛省・自衛隊独自の教材の一例

- 自立相談支援機関の各種支援員は、生活困窮者の抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められることから、幅広い支援技術が求められる。また、就労準備支援担当者は多様なメニュー作りや企業開拓のほか、家計相談支援員は家計の視点からの専門的な方策の提供にかかる知識が求められる。
- このような、知識やスキルを有する支援員を確保するためには、質の高い人材の養成が重要となる。
- 平成30年の法改正によって市などの職員に対する研修が都道府県に対して努力義務化されたことに伴い、令和2年度より、国及び都道府県が役割分担を図ったうえで、研修の実施主体を一部都道府県へ移管している。国においては、原則として初任者を対象にした研修を行い、制度や事業の基本的な考え方や支援技術について講義・演習を行うこととした。
- 令和5年度は、都道府県や指定都市、中核市の行政職員において、研修や体制整備の手法について一体的に学ぶことができるよう、昨年度までは別々に実施していた都道府県研修担当者向けの研修と自治体の体制整備を行う担当者向けの研修を併せて実施する。また、令和4年度に引き続き、現任者を対象としたテーマ別研修において、孤独・孤立に関する研修等を実施する。

令和5年度研修実施計画

| 研修名                                      | 日数    | 受講人数（予定） |
|------------------------------------------|-------|----------|
| 自立相談支援事業従事者養成研修事業<br>（主任相談支援員研修、相談支援員研修） | 2．5日間 | 250人（主任） |
|                                          |       | 500人（相談） |
| 就労支援員・就労準備支援事業従事者研修                      | 2．5日間 | 500人     |
| 家計改善支援事業従事者研修                            | 2．5日間 | 350人     |
| 都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修（前期・後期）           | 2日間   | 200人     |
| テーマ別研修(孤独・孤立、子どもと家族支援研修)                 | 各1日間  | 各250人    |

# 重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和6年度予算案 30百万円（27百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、新たな事業に従事する人材の質を高めていくことが重要であるため、本事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっていることから、本事業を実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、R6年度は、本事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村を対象とした、ブロック別の研修を導入する。

## 2 事業の概要・スキーム

（全国研修：重層事業実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の各事業の従事者を対象に、事業に必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層事業を効果的に実施するために必要な、ファシリテーション能力やネットワーク構築に向けたノウハウなどを習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修：重層事業未実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 市町村の職員等を対象に、包括的支援体制を構築することの意義や、重層事業の理念に対する理解を進めるとともに、わがまちでの体制構築を進めるためにどのようなプロセスを経ることが必要なのか、先行実例から積み上がったノウハウや知見を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 市町村を後方支援する都道府県のサポートのため、包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、他の都道府県の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

## 3 実施主体等

実施主体：国

補助率：－（委託費）

令和4年度事業実績：全国の重層的支援体制整備事業実施自治体に対し、成熟度別（基礎編/応用編）に研修を実施。本事業等への理解を深めるとともに、十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

# 社会福祉士の資格の概要

## 1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

## 2 資格取得方法

3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

## 3 国家試験の概要

- 実施時期 年1回の筆記試験(例年2月上旬に実施)
- 試験科目 ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、  
(筆記試験) ⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、  
⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、  
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、  
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、  
⑲更生保護制度  
※精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、  
⑯、⑲の11科目)の試験が免除される。
- 第35回試験結果(令和4年度実施) 受験者数 36,974人、合格者数 16,338人(合格率44.2%)

## 4 資格者の登録状況

280,968人(令和5年3月末現在)

## 5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(令和5年4月1日時点)  
福祉系大学等: 236校 294課程  
社会福祉士指定養成施設: 68校96課程

# 精神保健福祉士

## 資格の定義

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。（傍線部は令和4年12月の法改正事項）

## 主な配置先

病院（精神科病院、一般病院）、  
診療所、障害者支援施設、  
障害福祉サービス等事業所、行政  
機関（精神保健福祉センター、  
保健所）、保護観察所 等

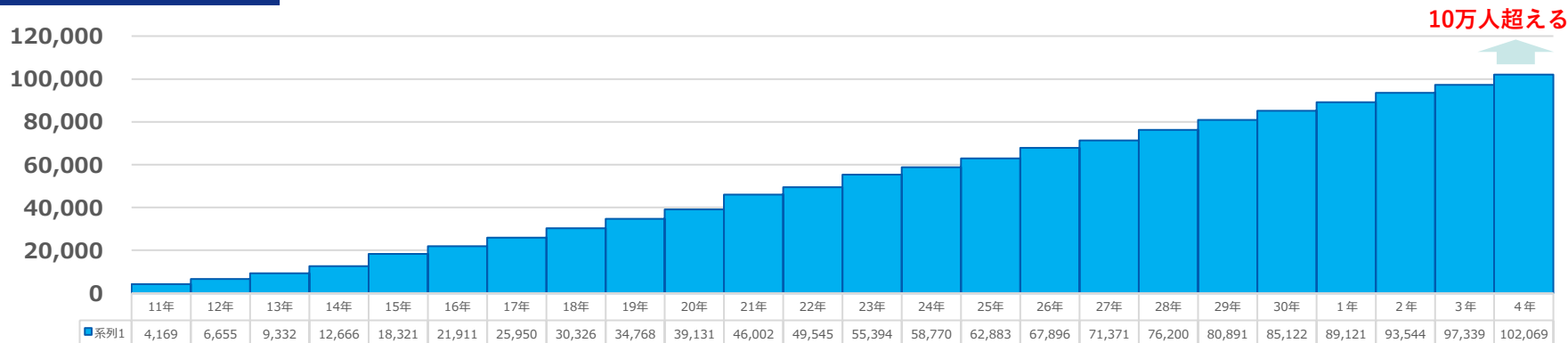
## 資格者の登録状況

**102,069 人**  
(令和5年3月末現在)

## 指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験  
センター  
根拠：精神保健福祉士法  
第10条（試験事務）  
第35条（登録事務）

## 資格登録状況



# ひきこもり支援施策の全体像

令和5年度予算：545億円の内数、令和6年度予算案：531億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

## 市町村域

## ひきこもり支援に特化した事業

段階的な充実

### I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

### III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

## 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援  
地域づくりに向けた支援 等

## 生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

### 自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問  
関係機関へのつなぎ 等

### 就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成  
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

## ひきこもり支援体制構築加速化事業 ※R4補正 ※都道府県も可

相談窓口や居場所設置等の準備費用や広報等の取り組みを支援



ひきこもり地域支援センターの  
サテライトの設置



都道府県から市町村への財政支援と  
支援ノウハウの継承  
※原則2年後に  
市町村事業に移行

## 支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅

連携機関の幅

①相談支援

②居場所づくり

③地域の  
ネットワークづくり

④当事者会  
家族会の開催

⑤住民への  
普及啓発

多様な取組や  
関係機関の連携を活かして  
一人ひとりの状況に応じた  
オーダーメイドの支援

市町村

精神保健福祉  
センター・保健所

家族会  
当事者会

NPO  
法人

社協

サポ  
ステ

その他  
関係機関

・民生委員  
・農林水産業  
・医療機関  
・企業、商工会  
・ハローワーク  
・教育機関 など

市町村プラットフォーム

## 後方支援 立ち上げ支援

## ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域

市町村等への  
後方支援

関係機関の  
職員養成研修



多職種専門  
チームの設置 等

## ②支援の質の向上 ③支援者のケア

## ①社会全体の 気運醸成

国

### ①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（継続）

ひきこもり支援シンポジウムの開催  
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

### ②人材養成研修事業（一部拡充）

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

### ③支援者支援事業（新規）

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、  
支援者をフォローアップ



# 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に係る取組について【令和5年度】

## 経緯

平成29年度：「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」  
(平成29年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握

平成30年度：「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」  
(平成30年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 平成29年度調査を踏まえ、成年後見・身元保証のそれぞれについて、好事例の調査を行った上で、今後必要とされる対応の整理を行い、現場で活用するための「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年5月)(以下「ガイドライン」という。)を作成。

令和3年度：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」  
(令和2年度及び3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発研究事業))

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和2年度には、医療機関等を対象にガイドラインの活用状況等の調査を行い、改善点を検討。令和3年度には、「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」(令和4年7月)(以下「ガイドライン」という。)を作成。

ガイドラインの周知

- 都道府県の担当者会議等の機会を活用し、ガイドライン等を周知。

## 令和5年度以降の取組

令和5年度～令和8年度：「身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和6年度に医療機関を対象に実態把握のための調査を実施。医療行為の同意について本人以外の者に権限を付与する場合、医療行為の同意の権限を付与してもよい条件に当てはまる者や医療行為の同意の権限を付与してもよい医療行為の類型化に関する検討。また、身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為に関する判例を収集し、医療関係者が理解しやすいような判例集を作成。

# 地域の実情や課題に応じた少子化対策（地域少子化対策重点推進交付金）

長官官房 参事官（総合政策担当）

10.0億円（10億円）R5補正90億円 ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ① 地域少子化対策重点推進事業  
結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。
- （１）地域結婚支援重点推進事業  
・一般メニュー（補助率：2/3）  
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等
- （２）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業  
・一般メニュー（補助率：1/2）  
男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等
- ② 結婚新生活支援事業  
結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。
- ・一般コース（補助率：1/2）  
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円

【参考】令和5年度補正予算（概要） 90億円

- ① 地域少子化対策重点推進事業  
（１）地域結婚支援重点推進事業  
・一般メニュー（補助率：2/3）  
・重点メニュー（補助率：3/4） 自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等
- （２）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）
- （３）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業  
・一般メニュー（補助率：1/2）  
・重点メニュー（補助率：2/3） 自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等
- ② 結婚新生活支援事業  
・一般コース（補助率：1/2） ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

## 3 実施主体等

- ① 地域少子化対策重点推進事業  
都道府県、市区町村等
- ② 結婚新生活支援事業  
都道府県、市区町村等

# 男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）

令和6年度概算要求額 1.3億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災       | 雇用 | 徴収 | 会計 |
|          | ○  |    |    |

## 1 事業の目的

- 「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト（H22年度から実施）
- 令和6年度においては、改正育児・介護休業法に沿った企業の実践を促進するセミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、企業の採用に密接に関連する大学生等の若年者層の育児休業等に関する意識調査を実施（新規）し、令和5年4月から一部企業に義務付けられた育休取得率の公表と関連付け、企業の実践を促していくことで男性の育休取得促進を強力に推進する。

### 数値目標

★ 男性の育児休業取得率：現状 13.97%(令和3年) → 目標 50%※（令和7年）

※「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、令和7年目標を30%から50%に引き上げ、令和12年目標を85%とする旨示されている。

★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%(令和3年) → 目標 70%（令和7年）

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○若年層の育児休業取得に対する意識調査の実施（新規）

・大学生等の若年者層を対象に育児休業等に関する意識調査を実施し、調査結果を効果的に活用することで社会的機運を高めるとともに、企業における円滑な人材獲得を支援する

### ○企業向けシンポジウムの開催（新規）

・男性の育児休業取得促進に積極的に取り組んでいる企業経営者や管理職（イクボス）のパネルディスカッション等を実施し、好事例を周知・啓発することで企業での育休取得促進の取組を支援

### ○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

・企業の実践を促進する経営層・企業（管理職）向け、今後育児を担う若年層向けセミナーを実施  
・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の充実を図る

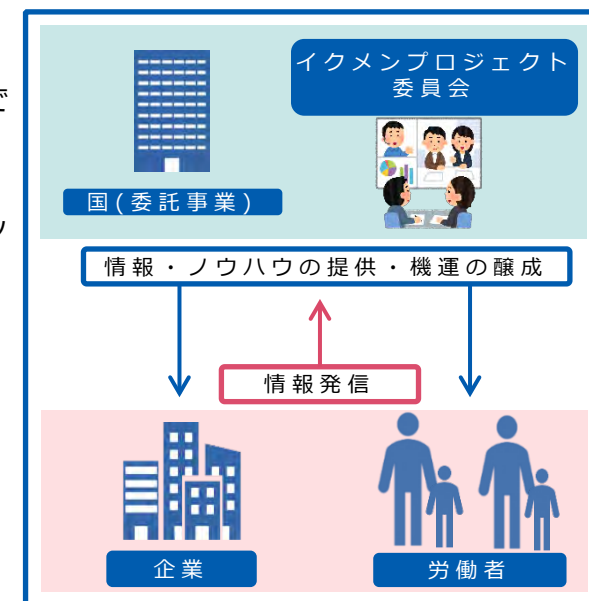
### ○普及啓発資料の作成

・男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により、子どもが産まれる予定の全プレパパ・プレママに周知を徹底

### ○公式サイト運用

・改正育児法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用

＜R4年度実績＞イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 約110万件



実施主体

民間事業者等（委託事業）

# 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」【令和6年度予定額305百万円の内数】

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。

【アクセス件数実績(令和4年度)： 約893万件】

## 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援・助成制度
- 統計情報
- 関係行政機関の情報 等



## メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談・SNS相談窓口の設置

働く人やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策などに関する相談に応じる、メール相談・電話相談・SNS相談窓口を設置。

### 「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

○ 相談実績(令和4年度)： 4,234件

### 「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

※平成28年度に「こころほっとライン」から改称

- 専用ダイヤル： 0120-565-455
- 受付日時： 月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)
- 相談実績(令和4年度)： 27,177件

### 「こころの耳SNS相談」(令和2年6月～)

- 受付日時： 月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)
- 相談実績(令和4年度)： 7,808件

厚生労働省

# こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです

働く方へ

- ・セルフケア
- ・セルフチェック(ストレス・疲労状態)
- ・相談窓口

事業者の方へ

- ・他社の取組事例
- ・ストレスチェック
- ・職場環境改善

ご家族の方へ

- ・うつ病について
- ・ご家族へのケア
- ・医療機関の検索

部下を持つ方へ

- ・部下へのケア
- ・休業・復職者の対応

支える方へ

- ・研修に使える資料
- ・パンフレット

あなたの笑顔のために

## こころの耳の相談窓口

働く人の「こころの耳電話相談」

0120-565-455

月曜日・火曜日 17:00～22:00  
土曜日・日曜日 10:00～16:00  
(祝日、年末年始は除く)

働く人の「こころの耳SNS相談」

スマートフォンなどでのQRコードを読み取ると友だち登録できます

月曜日・火曜日 17:00～22:00  
土曜日・日曜日 10:00～16:00  
(祝日、年末年始は除く)

働く人の「こころの耳メール相談」

こころの耳メール 検索

24時間受付  
1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめ利用規約をご確認ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」  
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局  
厚生労働省からの委託を受けて運営しています

【令和6年度予定額4,868百万円の内数】

## 1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者や産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、③助成金等の各種支援を行う。
- 支援内容について、メンタルヘルス対策のさらなる強化の観点から、①精神科産業医、心理職の配置を新たに行い、②両立支援コーディネーターの配置拡大とともに、令和6年4月施行の化学物質の自律管理に係る規制にあわせて相談対応等の拡充を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

労働者  
健康安全  
機構



- 【拡充】団体経由産業保健活動推進助成金：355（242）百万円  
助成対象範囲の拡大（事務費を追加、総事業費を基準とした助成に見直し）、助成上限額の引き上げ、助成率の引き上げ 等

（全体共通）

- 情報提供・広報、連絡会議等  
：104（104）百万円

産業保健  
総合支援  
センター



47都道府県

- 産業保健関係者の育成：327（325）百万円  
産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業者・労働者等向け啓発セミナー 等

（産業保健総合支援センター、地域産業保健センター共通）

- 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援：4,077（3,614）百万円

メンタルヘルス対策促進員等による訪問指導（精神科産業医、心理職等による支援（拡充））、両立支援コーディネーターによる両立支援（拡充）、産業保健活動に関する相談対応（化学物質の自律的管理への移行に係る相談対応（拡充）） 等

実施主体：労働者健康安全機構（補助金）  
補助率：10/10  
令和4年度執行率：128.3%

地域  
産業保健  
センター



全国約325箇所

# 予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業

商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

令和6年度予算額 **15億円（14億円）**

## 事業の内容

### 事業目的

エビデンス構築からエビデンスの整理、社会実装に至るまでの研究開発および基盤整備の支援を行うことで、エビデンスに基づいた質の高いヘルスケアサービスの社会実装を可能にする。

また、IoT技術や日常の健康データや健診等情報といったPersonal Health Record（以下「PHR」）を医療現場等で活用することの有用性に関する実証を行い、質の高いPHRサービスの社会実装を可能にする。

### 事業概要

#### ① 非薬物的介入手法が有用な疾患領域におけるエビデンス構築支援事業

認知症や心の健康保持増進等の領域で、デジタル等の新しい技術を活用した介入手法、非医療関係者でも利活用可能な評価指標等に関するエビデンスを構築する。

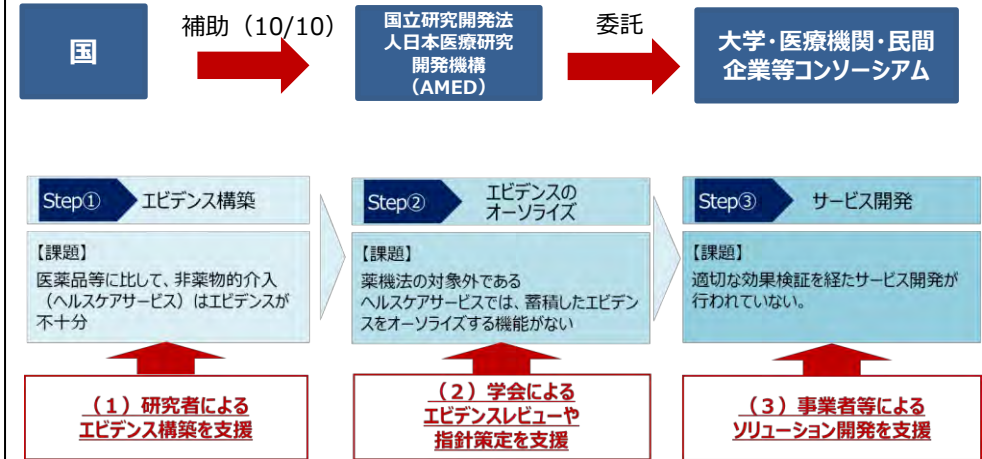
#### ② 構築されたエビデンスについての社会実装支援事業

構築されたエビデンスの社会実装を推進するため、関連疾患領域の学会等によるエビデンスの整理・指針等の作成を支援する。

#### ③ IoT技術や健康データ等の活用に関する実証事業

IoT技術を活用し得られた健康データ等の医療現場での活用に関する実証等を行い、社会実装の促進に向けたエビデンス構築やサービス開発支援をする。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

令和7年度まで実証を行い、認知症や職場等での心の健康保持増進等の各種介入の有用性に関して構築されたエビデンスが関係者に普及することを目指す。

令和9年度までに、IoT技術等の活用により得られた健康データを医療現場等で活用する仕組みを確立する。

令和9年度までに、指針等が、研究者やサービス開発事業者による、適切な研究開発やサービス開発へ活用されることを目指す。

# 孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算決定額 **1. 3億円**  
（新規）

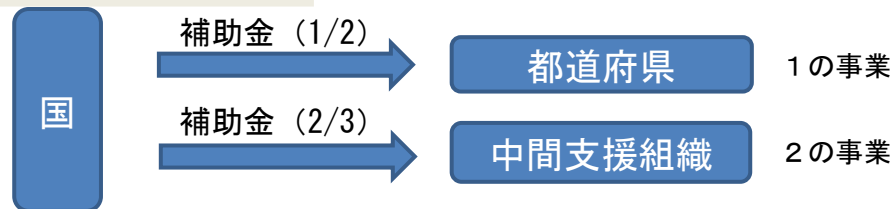
## 事業概要・目的

- 令和6年4月の孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の施行による孤独・孤立対策の本格的実施に当たっては、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな対応を行う地方公共団体やNPO等の役割は極めて重要です。同法においては、その責務や関係者の連携及び協力が規定されたところです。
- しかしながら、地方公共団体の取組には大きな差がみられ、地方における孤独・孤立対策の連携体制や推進状況は不十分です。また、現場で支援活動を実践するNPO等の個々の運営基盤は弱く、広域的活動を行う中間支援組織による、いわゆる支援者支援が必要です。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、新たに、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援するための交付金を創設します。

## 事業イメージ・具体例

- 1 地方における孤独・孤立対策推進事業  
都道府県を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援します。  
（事業内容）
  - ・ 地域における担い手の把握・見える化、連携・協働体制の構築、当該地域における孤独・孤立の状況の把握、セミナー・ワークショップの開催、広報活動、相談窓口設置、人材の養成・資質向上、市区町村の支援など
- 2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業  
広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援します。  
（事業内容）
  - ・ NPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
  - ・ 関係者間のネットワーク形成の促進や支援物資・サービスのマッチングシステムの構築など

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 都道府県が主体となり連携・協働体制を構築することで、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

# 学びと社会の在り方改革推進事業

令和6年度予算案額 **8.5億円（新規）**

商務・サービスグループ  
サービス政策課教育産業室

## 事業の内容

### 事業目的

社会全体でデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進む未来の予測が困難な時代において、他者と協働する力、主体性をもって課題に立ち向かう力等を身につけることがこれからの時代を生き抜くこどもたちに求められている。それらの能力の涵養に有益な民間教育サービスの振興やサービスをフル活用した教育の在り方・教育DXを追求していくことにより、多様なニーズを抱えるこどもたちの成長を促し、もって将来の日本経済の更なる成長を図ることが重要である。このため、学校等において民間事業者による「学びと社会の在り方改革」・教育DXを進める実証を行い、好事例を全国に横展開等することで、民間教育サービスの創出・拡大を促進するほか、それをもって日本経済を支える人材を育成する基盤を整備することを本事業の目的とする。

### 事業概要

学校外でも探究心や研究心を育む多様な民間教育の場（サード・プレイス）が、こどもたちに多様な学びを提供する事例を創出し全国的に展開する。また、教育活動資金確保のためのファンドレイジングを行う事例や、外部リソースの活用等を通じた教育DXの事例の創出・普及展開等を実施する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

・短期的には実証事業における狙いが、実際に発現されることを目指し、最終的には全国で横展開されることを目指す。

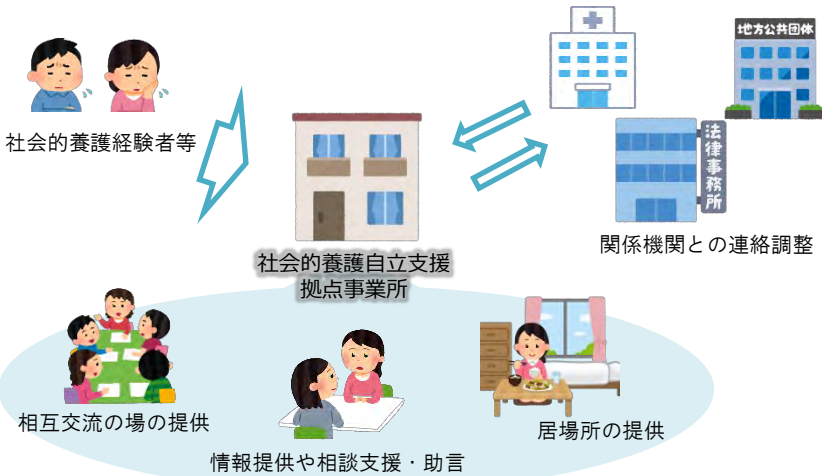
＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 相互交流の場の提供
- 社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。
- (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
- 社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。
- (3) 関係機関との連絡調整
- 他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。
- (4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供
- 社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
- ※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

|                      |         |          |
|----------------------|---------|----------|
| ア 基本分                | 1 か所当たり | 23,794千円 |
| ・ 支援コーディネーター 1 人     |         |          |
| ・ 生活相談支援員 1 人        |         |          |
| ・ 就労相談支援員 1 人        |         |          |
| ・ 相互交流費用             |         |          |
| ・ 関係機関連携費用           |         |          |
| イ 生活相談支援員配置加算        |         |          |
| ・ 職員を 2 人配置する場合      | 1 か所当たり | 5,166千円  |
| ウ 生活相談支援の回数に応じた加算    |         |          |
| ・ 支援回数1201回～2400回の場合 | 1 か所当たり | 2,494千円  |
| ・ 支援回数2401回以上の場合     | 1 か所当たり | 4,988千円  |
| ※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助 |         |          |

|                      |         |         |
|----------------------|---------|---------|
| エ 就労相談支援の回数に応じた加算    |         |         |
| ・ 支援回数1201回～2400回の場合 | 1 か所当たり | 2,494千円 |
| ・ 支援回数2401回以上の場合     | 1 か所当たり | 4,988千円 |
| オ 心理療法担当職員加算         |         |         |
| ・ 職員を配置する場合          | 1 か所当たり | 6,955千円 |
| ・ 上記以外の場合（嘱託契約等）     | 1 か所当たり | 887千円   |
| カ 法律相談対応準備加算         | 1 か所当たり | 2,113千円 |
| キ 開設準備経費加算           | 1 か所当たり | 4,000千円 |
| ク 賃借料加算              | 1 か所当たり | 3,000千円 |
| ケ 自立生活支援加算           | 1 か所当たり | 2,599千円 |

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

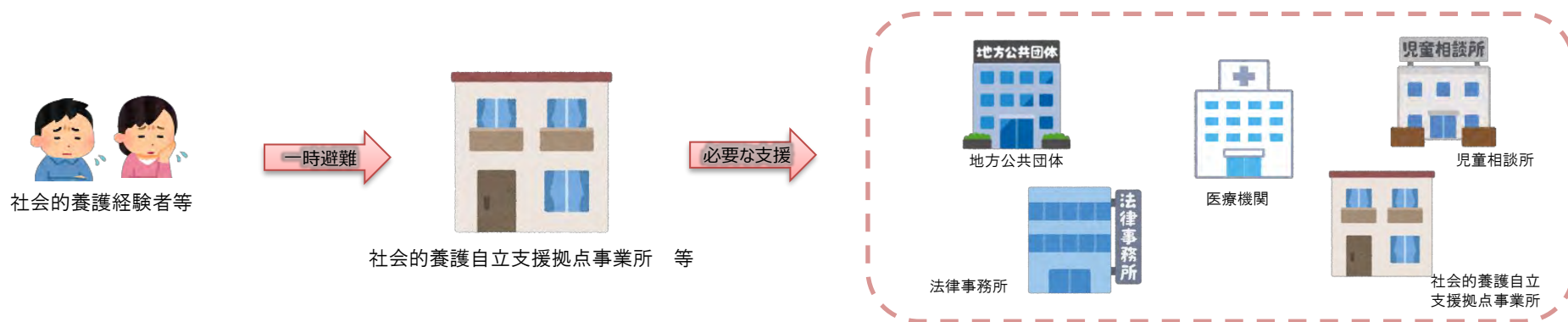
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

## 2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

# 社会的養護経験者等ネットワーク形成事業

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業補助金＞ 令和6年度当初予算案 21 百万円

〔 21 百万円 〕※〔 〕内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

社会的養護経験者同士がその支援者団体等も含めて、交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保することで、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援策の構築を行う。

また、特別養子縁組を行った養親、養子（以下「特別養子縁組当事者」という。）同士や、養子縁組民間あっせん機関等の関係機関の交流を促進することにより、課題の把握や、好事例の共有、支援策の検討等を行うことで、更なる取組の強化を図る。

## 2. 施策の内容

### （１）社会的養護経験者のネットワーク形成

社会的養護経験者同士の全国交流会の開催及び特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を行う。

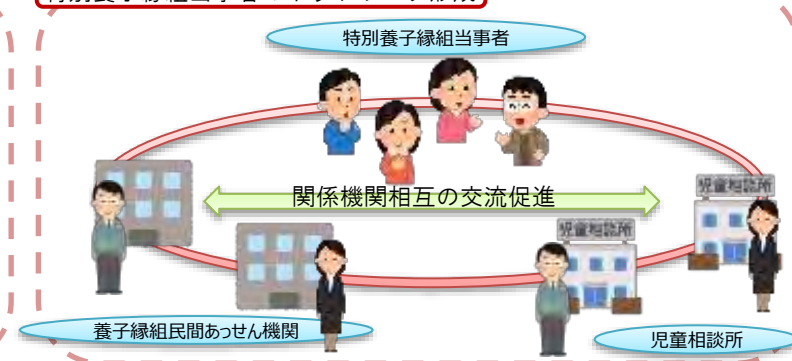
### （２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

特別養子縁組当事者、養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所職員等が参加する全国フォーラムを開催。

#### 社会的養護経験者のネットワーク形成



#### 特別養子縁組当事者のネットワーク形成



## 3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 21,478千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数)

※ ( )内は前年度当初予算

令和5年度第一次補正予算 3.7億円

1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

2 事業の概要・スキーム

令和6年度当初予算案における実施内容

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせる実施。
  - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
  - ②学習習慣の定着等の学習支援
  - ③軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

令和5年度第一次補正予算による拡充内容

- ①大学等受験料  
大学・短大・専門学校等の受験料
- ②模擬試験受験料  
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
- ③長期休暇の学習支援の費用加算  
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用

※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者  
ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)  
イ.自治体実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

【実施自治体数】186か所

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

【補助単価】

令和6年度当初予算案

○生活指導・学習支援

|                  |             |                                          |
|------------------|-------------|------------------------------------------|
| (1) 事務費          | 1事業所当たり     | 2,746千円                                  |
| (2) 事業費(集合型)     | 1事業所当たり     | 4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)          |
| (3) 事業費(アウトリーチ型) | 1回の訪問が1日の場合 | 10,420円(半日以内の場合 6,700円)                  |
| (4) 実施準備経費       | 1事業所当たり     | ① 改修費等 4,000千円<br>② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円 |
| (5) 軽食費          | 1事業所当たり     | 832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)            |

令和5年度第一次補正予算

- ①大学等受験料  
高校3年生等：53,000円上限
- ②模擬試験受験料  
高校3年生等：8,000円上限  
中学3年生：6,000円上限
- ③長期休暇の学習支援の費用加算  
週1日：424千円加算  
週2日：848千円加算  
週3日以上：1,272千円加算

# ひとり親家庭住宅支援資金貸付【令和3年度創設】

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 （162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

【対象者】  児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。**ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。**）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき  
死亡又は障害により償還することができなくなったとき  
長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

## 3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

## 4 貸付実績（令和3年度）

○貸付件数：703件                      ○貸付金額：1億2982万円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取り組みを実施する。

## 2 事業の概要

### 地方自治体



民間団体  
＜事業の全部又は  
一部を委託可＞

### 離婚前後親支援事業

#### (1) 親支援講座

##### ① 親支援講座

養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。

##### ② 情報提供

親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

#### (2) 養育費の履行確保に資する取組

##### ① 戸籍・住民担当部署との連携強化

戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。

##### ② 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

##### ③ 公正証書等による債務名義の作成支援

公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。

##### ④ 保証契約支援

保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。

##### ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助

家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。

##### ⑥ 弁護士等による個別相談支援

弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

##### ⑦ ADRの活用支援

裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。

##### ⑧ 弁護士費用支援

養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援（受取開始後1年間）を行う。

##### ⑨ その他先駆的な取組

①～⑧のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

改



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）【補助単価】1自治体当たり：16,000千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2

【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

### 背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

### 課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・地域や必要な支援とつながらない



### 地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に集い、  
相互交流や子育ての不安・悩み  
を相談できる  
場を提供**



## 2. 施策の内容

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

### 4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➢ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➢ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

## 3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○主な補助単価（令和6年度予算案） ※開設日数等により単価が異なる

【基本事業】・一般型 8,714千円（5日型、常勤職員を配置の場合）

**9,739千円**（6日型、常勤職員を配置の場合）

**（新設）10,772千円**（7日型、常勤職員を配置の場合）

→現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設

・連携型 3,257千円（5～7日型の場合）

【加算事業】・子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）

3,247千円（一般型（5日型）で実施した場合）

・地域支援加算1,592千円

・特別支援対応加算1,111千円

・育児参加促進講習休日実施加算 425千円

【開設準備経費】（1）改修費等 4,000千円

（2）礼金及び賃借料（開設前月分）600千円

○実施か所数の推移（単位：か所数）

| H30年度 | R1年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7,431 | 7,578 | 7,735 | 7,856 | 7,970 |

# 子どもの学習・生活支援事業について

令和5年度予算：545億円の内数  
令和6年度予算案：531億円の内数

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## ＜子どもの課題とその対応＞

### 生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

#### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

#### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

### 子どもの学習・生活支援事業

#### 学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



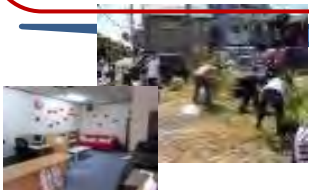
#### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



#### 教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

